

債務負担行為等に基づく契約の追加条項

(債務負担行為等に係る契約の特則)

第57条 債務負担行為等に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の履行高予定額は、次のとおりである。

| | | |
|----|----|---|
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |
| 令和 | 年度 | 円 |

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の履行高予定額を変更することができる。

(債務負担行為等に係る契約の前金払の特則)

第58条 債務負担行為等に係る契約の前金払については、第32条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第32条及び第33条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の履行高予定額（前会計年度末における第34条の2第1項の業務委託料相当額（以下本条及び次条において「業務委託料相当額」という。）が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第32条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替え後の第32条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替え後の第32条第1項の規定にかかわらず、乙は、業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額に達しないときには、その額が当該履行高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第33条第3項の規定を準用する。

(債務負担行為等に係る契約の部分払の特則)

第59条 債務負担行為等に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの履行高予定額を超えた額（以下「履行高超過額」という。）について部分払を請求することができる。この場合において、履行高超過額に係る部分払は第3項に規定する回数には含めないものとする。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第34条の2の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 業務委託料相当額 × 9 / 10 *

－（前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額）

－ { 業務委託料相当額 － （前会計年度までの履行高予定額 + 履行高超過額） }

× 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の履行高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

| | | |
|----|----|---|
| 令和 | 年度 | 回 |
| 令和 | 年度 | 回 |
| 令和 | 年度 | 回 |

(注) 建設工事に係る業務委託契約部分払取扱要領第3項第5号に基づき市長が必要と認めるときは、部分払の額を既履行部分予定額の10分の10に相当する額の範囲内で「9 / 10」は「10 / 10」とする。